

令和3年度国立大学法人福岡教育大学長の業績評価について

国立大学法人福岡教育大学学長の業績評価に関する細則（令和4年3月30日改正）及び国立大学法人福岡教育大学学長の業績評価の実施に関する申合せに基づき、学長選考・監察会議は、学長の業績について評価を行うものとする。

I 評価の実施方法

学長選考・監察会議は、令和3年度の学長業績評価を行うにあたり、学長に対して、ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を行い、その結果を審議した後に公表する。

II 評価項目

- 1 大学運営に関する事項
- 2 教育に関する事項
- 3 研究に関する事項
- 4 地域連携・社会貢献に関する事項
- 5 国際交流に関する事項
- 6 その他

III 評価の期間

対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

IV プレゼンテーションの実施

- 1 実施予定時期
令和4年11月～令和5年2月
- 2 学長に求めるプレゼンテーションの内容
 - (1) 中長期的なビジョンを持ち、必要な取り組みを企画・立案し、確実に実行しているか。
 - (2) 教員養成系単科大学として、九州で唯一広域拠点大学に選定されている特色を生かし、国、教育委員会や連携協力校等と円滑な関係を構築し、幅広い視野を持って教育研究及び社会連携事業を推進しているか。
 - (3) 本学の教育研究成果及び地域貢献について広く社会に発信しているか。
 - (4) 地方創生に繋がる取り組みを推進しているか。
 - (5) 教育研究力の向上に資するため、必要に応じて業績評価を見直しているか。
 - (6) 新たな国立大学法人の評価、資源配分の抜本的改革に対応するとともに、大学経営力を強化し、必要な改革を推進しているか。
 - (7) 学生が教員として夢と希望を持ち社会に羽ばたくことのできる魅力ある大学づくりを目指し、全国トップクラスの教員養成系大学としてブランドを構築しているか。
 - (8) 時代の変化に即応した新しい教職員の人事評価制度を再構築しているか。

V 評価結果の公表

業績評価結果については、ホームページで公表する。